

就学期での困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について(福祉部 社会・障がい者福祉課所管事業)

1. 経済的支援（その1）

(1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化

①障がい児福祉手当

- ・重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給

②医療的ケア児等在宅レスパイト

- ・在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅での訪問看護を提供

③補装具・日常生活用具

- ・身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の交付や修理を提供
- ・介護訓練や自立生活支援、在宅療養支援、情報意思疎通支援のための日常生活用具の購入費用の一部を補助

④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

- ・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する補聴器等の購入費用の一部を助成

⑤自立支援医療給付（更生・育成・精神通院）・療養介護医療給付

- ・県が指定する医療機関で受けた医療費の一部を公費で負担

⑥住宅改造助成

- ・市内に居住する障がい者が、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことが出来るよう、また障がい者の介護を行う家族等の負担を軽減するための支援を行うもの

困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について

就学期での困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について(福祉部 社会・障がい者福祉課所管事業)

1. 経済的支援 (その2)

(1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化

⑦NHK受信料・有料道路通行料の割引

- ・障がい者・障がい児のいる世帯のNHK放送受信料の割引。
※免除基準についてはNHKによる規定のため、市に裁量はない
- ・障がい者・障がい児が運転または乗車して有料道路を通行する場合の通行料金割引。
※割引適用基準については有料道路事業者が定めているため、市に裁量はない

⑧その他 (心身障がい者扶養共済制度掛金補助)

- ・心身障がい者扶養共済制度 (障がい児(者)を持つ保護者が生存中に掛金を納付することにより、保護者が亡くなった場合などに障がい児(者)に終身年金を支給する任意の加入制度)の加入者に対し、掛金の全部又は一部を補助

困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について(福祉部 社会・障がい者福祉課所管事業)

2. 身体的支援（その1）

○サービス領域

(1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化

⑨障がい児通所支援

- ・障がい児の日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応など生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進
- ・障がい児が、集団生活を営む保育所等の施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を提供

⑩日中一時支援

- ・障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい児の介護者に対する就労支援及び一時的な休息を図るため、日中、児童通所サービス事業所において、見守り、及び社会に適応するための日常的な訓練等の支援を提供

⑪訪問系・日中系サービス（介護給付・訓練給付）

- ・障がい児が地域で自立した生活を送ることができるよう支援を提供（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所など）

⑫在宅サービス（配食・緊急通報・訪問理美容・寝具乾燥及び洗濯）

- ・障がい者、障がい児が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう在宅の各種サービスを提供

困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について(福祉部 社会・障がい者福祉課所管事業)

2. 身体的支援 (その2)

○サービス領域

(1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化

- ⑬移動支援（福祉タクシー利用券・自動車運転免許取得助成・自動車改造助成・ヘルパーによる外出支援）
 - ・福祉タクシー利用券を発行し、タクシーの初乗運賃(780円)を助成することで、障がい者、障がい児の外出の移動機会を確保し、社会参加を支援する。
 - ・市内に居住する障がい者が、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことが出来るよう、また障がい者の介護を行う家族等の負担を軽減するための支援を行うもの
- ⑭サン・アビリティーズいいつかの活用
『心身に障がい有する者の福祉の向上と市民福祉の増進を図ること』を目的に障がい者の利用を原則とした施設
- ⑮地域活動支援センター
 - ・障がい者等に創作的活動・生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の活動を支援
- ⑯重度障がい者の大学修学時の身体介護支援
 - ・重度障がい者が大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護を提供する事業
- ⑰その他（障がい児相談支援等：障がい児者相談・療育講座・発達障がい児相談）
 - ・市内に居住する障がい者が、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことが出来るよう、また障がい者の介護を行う家族等の負担を軽減するための支援を行うもの
 - ・一般的な相談支援事業に加え、発達障がい等に関し、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、関係機関等との調整を含めた支援を提供

困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について(福祉部 生活支援課所管事業)

2. 身体的支援

○サービス領域

(2)安心できるセーフティネットの強化

⑱学習支援事業（子どもの健全育成支援事業）

- ・生活習慣や学習環境に課題を抱えた被生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもに居場所を提供し、生活指導ならびに学習支援を実施する。
- ・日常生活や進路等についての相談や助言・指導を行い、子どもの成長過程における人格形成等をサポートすることで「次世代への貧困の連鎖を防止すること」を目指す。

⑲ひとり親家庭等自立支援事業

- ・生活保護を受給しているひとり親等世帯の内、生活改善等の必要性があると認められる世帯に対し、母子・父子家庭等自立支援員及びケースワーカー等が連携を図りながら各種支援や相談を行うもの。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

①障がい児福祉手当給付事務（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がいによる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、障がい者・障がい児の福祉の増進を図る。

【手段】

対象者及びその家族の申請により所得状況・障がい状況の審査を行い、認定された者に対して、手当を支給する。

2 対象

20歳未満の在宅で重度の障がいにより常時介護を必要とする障がい者・障がい児

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい手帳 所持者数	384人	399人	418人
支給者数	44人	49人	53人

※成果と課題

【成果】新規申請の相談時には、診断書配付前に、制度の内容や該当要件等について詳しく説明を行った。

【課題】手帳の新規取得者のみならず、転入者や手帳を持たない方に対しての、制度案内や申請手続きの周知が完全ではない。

4 事業費（令和7年度）

●人件費(714千円) ※事務事業評価シートから（按分率：約3割）
正職員：0.09人

●需用費(1.5千円) 消耗品（按分率：約3割）

●役務費(19.5千円) 通信運搬費（按分率：約3割）

●使用料及び賃借料(6.3千円) 複写機借上料（按分率：約3割）

●扶 助 費(14,131千円)

障がい児福祉手当 14,130,416円

事業費 合計：14,873千円

5 その他

【障がい区分による対象者要件】

身体障がい者（1・2級）の一部

知的障がい者（A1）及び（A2）の一部

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

②医療的ケア児等在宅レスパイト事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

在宅の医療的ケア児等が利用中の訪問看護ステーションが、健康保険法の適用対象時間等を超えて訪問看護を実施した場合に、その費用を助成する。児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（国庫1/2）及び地域障がい児支援体制強化事業費等補助金（県費1/4）。

【手法・手段】助成金の支給（※公費負担割合：9割若しくは10割）

2 対象

医療的ケア児等の介護者

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	3人	3人	7人
実利用者数	1人	3人	2人
利用時間	11.5時間	25時間	22時間

※成果と課題

【成果】障がい者ガイドブックやスペシャルサポートガイドブックによる周知を行い、指定計画相談支援員と訪問看護ステーションへの周知を徹底することで、今年度は10名（未就学含む）の登録があり、在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るための周知促進が進められた。

【課題】利用促進のために、地域住民への周知の徹底と、地域の訪問看護ステーションや指定計画相談支援事業所に対して、引き続き案内をしていく必要がある。また、在宅以外（学校等での使用）において利用をしたいという要望が挙がっているため、要綱の改正を検討する必要がある。

4 事業費（令和7年度）

●人件費（128千円） ※事務事業評価シートから（按分率：約3割）
正職員：0.03人

●負担金補助及び交付金（175千円）
医療的ケア児等在宅レスパイト助成金 174,750円

事業費 合計：303千円

5 その他

【医療的ケア児等在宅レスパイト事業の流れ】

- ①助成対象者から訪問看護事業者を通じて飯塚市に利用申請
- ②市による利用決定後、助成対象者は利用開始
- ③レスパイト利用を訪問看護事業者へ依頼
- ④助成対象者はレスパイト利用後、一部負担金を訪問看護事業者に支払い
- ⑤訪問看護事業者は市に対して利用実績報告及び助成金を請求
※医療的ケア児者一人につき、1年間当たり48時間が上限

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

③補装具・日常生活用具給付事業（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

障がい者の生活のしづらさを軽減するために補装具や日常生活用具等を購入する際の費用の一部を助成することにより、障がい者・障がい児の福祉の増進を図る。

【手法・手段】補装具、日常生活用具等の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。

2 対象

補装具の交付・修理や日常生活用具の貸与・給付、住宅改造を必要とする障がい者・障がい児

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障がい手帳所持者数	384人	399人	418人
補装具支給（延べ）	21人	30人	29人
日常生活用具支給（延べ）	21人	27人	30人

※成果と課題

【成果】装具の巡回相談については市報等で周知を行い、今年度からの会場の変更等にも、関係機関・業者等と連携して、柔軟に対応し行うことができた。日常生活に必要とする補装具および日常生活用具の給付により、障がい者の在宅生活を支援することができた。

【課題】補装具については、県の判定等が必要な場合があるため、窓口にて障がい状況等を詳しく聞き取る必要がある。円滑に支給判定ができるように、書類不備等が無いよう、申請者や病院、業者に対して、制度や手続き方法の説明を丁寧に行う必要がある。

4 事業費（令和7年度）

●人件費(778千円) ※事務事業評価シートから（按分率：約1.5割）
正職員：0.07人 会計年度任用職員：0.045人

●需用費(3千円) 消耗品（按分率：約1.5割）

●役務費(28千円) 通信運搬費（按分率：約1.5割）

●使用料及び賃借料(1千円) 複写機借上料（按分率：約1.5割）

●扶 助 費(11,687千円)

補装具給付費 2,480,642円

障がい者日常生活用具給付費 9,206,158円

事業費 合計：12,497千円

5 その他

【日常生活用具の種別（7年度実績数）】

- ・介護訓練用具（特殊マット 1件）
- ・自立生活支援用具
- ・在宅療養支援用具（吸引器 4件）
- ・情報意思疎通支援用具
- ・住宅改修
- ・排泄管理支援用具（紙おむつ 25件）

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

障がい者手帳の交付対象外である軽度・中等度の難聴児が補聴器を購入する際の費用の一部を助成する。

【手法・手段】補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

2 対象

補聴器を必要とする軽度・中等度難聴児

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数 （延べ）	1人	0人	2人

4 事業費（令和7年度）

●人件費（935千円） ※事務事業評価シートから
正職員：0.11人

●扶 助 費（243千円）
軽度・中等度難聴児補聴器給付費 242,934円

事業費 合計：1,178千円

5 その他

【軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度の対象要件】

助成金の対象児は、以下の全てに該当する者

- (1) 飯塚市内に住所を有していること。
 - (2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
 - (3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者であること。ただし、医師（法第15条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師をいう。以下同じ。）が、補聴器を装着することにより、言語の習得等に一定の効果があると認め、かつ市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- ※世帯員の所得要件あり

※成果と課題

【成果】福岡県の事業実施要綱改正に併せ、本市でも対象となる補聴器等の額改定を行った。また障がい者ガイドブックに掲載し制度の周知を図った。

【課題】制度の利用が必要な方に情報が届くように、医療機関や業者を通じて制度の周知を行う。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑤障がい者医療費給付事業（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

障がい者・障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう、その障がいを除去または軽減することを目的として必要な医療の給付を行う。

【手法・手段】

【自立支援医療】申請受付後、福岡県更生相談所または福岡県精神保健福祉センターの判定（認定）等に基づき受給者証を交付する。

【療養介護（医療）】申請受付後、食費負担・福祉部分・医療費部分の上限月額等を決定し受給者証を交付する。

2 対象

①自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用が医師の診断書等により必要と認められた者

②療養介護（障がい福祉サービス）の支給決定を受けた者

3 実績（就学期抜粋）

利用者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
育成医療	3人	4人	3人
更生医療	満18歳以上が対象のため実績なし		
療養介護	0人	0人	0人

※成果と課題

【成果】各事務処理を遅延等することなく、確実に遂行することができた。

【課題】自立支援医療については制度の周知に伴い申請件数が増加しており、事務を効率的かつ的確に行うためには指定医療機関等とのさらなる連携強化が必要である。

4 事業費（令和7年度）

●人件費(858千円) ※事務事業評価シートから（按分率：約1割）
正職員：0.1人

●需用費(5千円) 消耗品（按分率：約1割）

●役務費(64千円) 通信運搬費・審査支払手数料（按分率：約1割）

●使用料及び賃借料(2千円) 複写機借上料（按分率：約1割）

●扶 助 費(1,044千円)
育成医療給付費 1,043,794円

事業費 合計：1,973千円

5 その他（対象となる障がい等）

【育成医療】児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児対象となる障がいの例：①視覚障がい、②聴覚障がい、③言語障がい、④肢体不自由、⑤内部障がい（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫、その他の先天性内臓障がい）

【更生医療】身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者対象となる障がいの例：①視覚障がい、②聴覚障がい、③言語障がい、④肢体不自由、⑤内部障がい（心臓、腎臓、肝臓、小腸、免疫）

【療養介護】病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい児・者（①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障がい支援区分が区分6、②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障がい支援区分が区分5以上）

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑥住宅改造助成事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

市内に居住する障がい者が、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことが出来るよう、また障がい者の介護を行う家族等の負担を軽減するための支援を行うもの

【手法・手段】障がい者の居住に適するよう住宅の改造に要する費用の一部を助成する

2 対象

障がい者、障がい者の介護を行う家族等

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数 （延べ）	0人	0人	2人

※成果と課題

【成果】障がい者の在宅生活に必要な住宅改造を助成することにより、障がい者の自立、介護者の負担の軽減につながった。

【課題】事業が必要な方には、窓口等での説明により必要な事業の利用に繋がっているが、今後も事業についての周知を引き続き行っていく必要がある。

4 事業費（令和7年度）

●人件費(8.5千円) ※事務事業評価シートから（按分率：約7割）
正職員：0.021人 会計年度任用職員：0.035人

●扶 助 費(566千円)
負担金補助及び交付金 障がい者住宅改造助成金 566,000円

事業費 合計：574.5千円

5 その他

【助成対象とする障がい者の世帯】

◎身体障がい者：身体障がい者手帳の1級若しくは2級に該当する者又は、障害者自立支援法による補装具として車いす等の交付を受けている者の一部

◎知的障がい者：療育手帳「A」又は療育手帳の交付を受けていない者で、児童相談所、更生相談所若しくは専門医の判定若しくは診断により知能指数35以下と認められる者

◎重複障がい者：児童相談所等の判定又は診断により知能指数50以下と認められ、かつ、身体障がい者手帳の3級に該当する者

【R7年度における改造項目等実績】

玄関、廊下、浴室、便所等の障がい者が利用する部分に係るもので、かつ、当該障がい者の自立が助長され、日常生活の利便を図り、介護者の負担が軽減される改造

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑦公共料金等減免申請事務（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者（諸要件が必要）におけるNHK受信料及び有料道路通行料金の割引申請の手続き支援を行うもの。

【手法・手段】

（NHK）放送受信料減免のため、市が証明した減免申請書をNHKに郵送する。
（有料道路）障がい者割引申請者の要件確認を行い、該当者へ割引手続きを行う。

2 対象

（NHK受信料）身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者のうち割引要件該当者
（有料道路）身体障がい者手帳、療育手帳のうち割引要件該当者

3 実績（就学期抜粋）

利用者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
NHK受信料減免	NHKの代行事務のため実績の把握なし		
有料道路割引	有料道路事業所の代行事務のため実績の把握なし		

※成果と課題

4 事業費（令和7年度）

●人件費（0千円） ※事務事業評価シートから

●扶 助 費（0千円）
0円（実績なし）

事業費 合計：0千円

5 その他

【公共料金等減免申請制度の対象要件】 （NHK）

- ①全額免除：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合
- ②半額免除：1）世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けており、かつ放送受信料の契約者の場合
2）世帯主が身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障がい者手帳1級の重度の障がい者であり、かつ放送受信料の契約者の場合

（有料道路）

- ①身体障がい者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合
- ②第1種身体障がい者手帳、または療育手帳Aの交付を受けている人が介護者の運転する車に乗車する場合
ただし、第2種身体障がい者手帳の交付を受けている人は、本人が運転する場合のみ対象

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑧障がい児（者）助成事業（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

障がい者・障がい児の自立と社会参加の促進を図るため、助成を行い保護者の経済的な負担の軽減を図る。

【手法・手段】申請により所得状況、支給要件等の審査を行い、心身障がい者扶養共済制度掛金補助金を交付する。

2 対象

障がい者・障がい児とその保護者

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい手帳所持者数	525人	563人	573人
支給者数	0人	0人	0人

4 事業費（令和7年度）

●人件費(0千円) ※事務事業評価シートから

●負担金補助及び交付金(0千円)

心身障がい者扶養共済制度掛金補助金 0円（実績なし）

事業費 合計：0千円

5 その他

【心身障がい者扶養共済制度の概要】

- ・障がいのある方へ終身年金を支給する「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」を、県条例等に基づいて実施。
- ・障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月、一定の掛金を納付し、保護者（加入者）の死亡等により、障がいのある方に対して終身一定額の年金を支給する任意加入の相互扶助保険事業
- ・統括実施：独立行政法人 福祉医療機構（WAM）

※成果と課題

【成果】扶養共済制度の申請対象者には、申請書等を送付し、手続きの案内を行った。

【課題】引き続き制度の周知を行うとともに、対象者への適切な情報提供が必要である。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑨障がい児通所支援事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

児童福祉法の規定に基づき、障がい児の日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応など生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進ができるよう障がい児通所給付費を支給する。

【手法・手段】申請に基づき聞き取り調査を行い、障がい児通所給付費の支給決定を行う。

2 対象

18歳未満の障がい児通所支援を必要とする障がい児

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給証交付者数	547人	548人	641人
実利用者数	455人	508人	567人
利用量	6,944人日	7,509人日	8,164人
サービス事業所数	57ヶ所	64ヶ所	63ヶ所
放課後等デイサービス費用	882,972千円	1,079,450千円	1,212,105千円

※成果と課題

【成果】令和6年4月より新たに発行した障がい児ガイドブック（スペシャルサポートガイドブック）を配布することで、制度の周知を行った。相談支援専門員への集団及び実地指導を行い、相談業務の質の向上を図った。また、月々の給付費請求審査時に事業所等へ請求内容の確認を適宜行い、請求の正常化に努めることができた。

【課題】指定障がい児相談支援事業所の新規指定や相談支援専門員の増に努め、質の高い相談支援を行うために相談支援専門員の質の向上を図り、支援を必要とする人に適切なサービスを提供する必要がある。

4 事業費（令和7年度）

●人件費(6,511千円) ※事務事業評価シートから（按分率：約7割）
正職員：0.64人 会計年度任用職員：0.31人

●役務費(33,383千円)（按分率：約7割）
通信運搬費 149千円
審査支払手数料 983千円
障がい児支援利用計画作成手数料 32,251千円

●扶助費(1,217,966千円)
放課後等デイサービス給付費 1,212,105,316円
保育所等訪問支援給付費 5,860千円（按分率：約7割）

事業費 合計：1,257,860千円

5 その他

現在、児童発達支援等における飯塚市内でのサービス供給体制は十分足りていると考えられ、現状数以上のサービス事業所増加は望ましくないとの状況であるため、新規事業所の設立は見送っている。

※令和6年1月開催の「飯塚市障がい者施策推進協議会」において決定

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑩障がい者在宅サービス事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

在宅の障がい児・障がい者とその家族に対して、各種福祉サービスを提供することにより、障がい児・障がい者の在宅生活の維持継続を支援する。

【手法・手段】日中一時支援、訪問入浴サービス等を提供する。
※日中一時支援：介護が必要な障がい児・者を日中に一時的に施設等で預かることにより、介護する家族の休息の確保や就労支援等を図るもの。

2 対象

18歳未満の障がい児とその家族

3 実績（日中一時支援抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	76人	80人	88人
利用日数	1,325日	1,587日	1,674日

※成果と課題

【成果】日中一時支援事業について、制度を活用することにより、障がい者・児の介護者である家族の一時的な休息を支援した。訪問入浴サービスについても、利用者は少ない（未就学児は実績なし）ものの、サービスを必要としている方に対する支援を行うことができた。

【課題】日中一時支援事業について、扶助費支出額の増加に伴い、利用回数の上限設定、時間区分の細分化等実施基準の見直しを行い、平成30年度から施行することとしたが、今後も動向を注視する必要がある。

4 事業費（令和7年度）

●人件費(512千円) ※事務事業評価シートから（※按分率：約3割）
正職員：0.021人 会計年度任用職員：0.09人

●需用費(6千円) 消耗品費・印刷製本費（※按分率：約3割）

●役務費(12千円) 通信運搬費

●扶助費(2,486,000千円)

日中一時支援事業給付費 2,486,000円（相当）

訪問入浴サービス事業給付費 0円（実績なし）

事業費 合計：3,016千円

5 その他

（利用対象者）

- ・身体障害者福祉法第15条に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた児童
- ・療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童であつて、早期の療育が必要と市長が認めたもの
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は同等の障がいを有することを証明する書類を有する者
- ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働省が定める程度である者 など

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑪障がい者自立支援給付事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、居宅介護などのサービスの支給決定を行う。

【手法・手段】障がい支援区分や障がい者自立支援審査会の結果をもとに福祉サービスの支給決定を行う。

2 対象

福祉サービスの利用を必要としている障がい者・障がい児

3 実績（就学期抜粋）

実利用者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
居宅介護	10人	10人	12人
行動援護	1人	1人	2人
短期入所	16人	19人	38人
就労移行支援	一人	一人	2人

※成果と課題（※未就学児以外を含む）

【成果】サービス利用量の増加に伴い給付費も増加している。障がい者・児が生活していく上で必要な事業であり成果は上がっている。指定特定相談支援事業所の新規指定を行い、相談支援専門員への集団及び実地指導を行うことで相談業務の質の向上を図り、適正なサービス提供に努めた。

【課題】今後もサービスの必要量は増加する見込みであるため、それに伴い給付費は増加する見込みである。指定特定相談支援事業所の新規指定を行い、質の高い相談支援を行うために相談支援専門員の質の向上を図り、支援を必要とする人に適切なサービスを提供する必要がある。

4 事業費（令和7年度）

●人件費（138.8千円）※事務事業評価シートから（※按分率：約0.11割）
正職員：0.0144人 会計年度任用職員：0.0049人

●需用費（1千円）消耗品費（※按分率：約0.11割）

●役務費（24,639.3千円）

通信運搬費 427円（※按分率：約0.11割）

審査支払手数料 36,865円（※按分率：約0.11割）

サービス利用計画作成手数料 24,602,000円（※按分率：約3割相当）

●委託料（3.6千円）システム改造（※按分率：約0.11割）

●使用料及び賃借料（8.7千円）（※按分率：約0.11割）

複写機借上料 220円

障がい福祉サービスシステム使用料 8,712円

●扶 助 費（44,198千円）

介護給付費 44,000,000円（相当）

訓練等給付費 197,880円

事業費 合計：68,988.8千円

5 その他

【就学期児童等にかかるサービスの種別】

- ・居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所（介護給付）
- ・訓練等給付費：就労移行支援（訓練等給付）※R7年度から追加

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑫障がい者在宅サービス事業

(社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係)

(配食・緊急通報・訪問理美容・寝具乾燥及び洗濯支援)

1 目的

・在宅の重度障がい者、障がい児が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう在宅の各種サービスを提供する。(配食サービス・緊急通報システム・訪問理美容サービス)

【手法・手段】

訪問理美容：年4回分を交付(1,700円/回)

2 対象

・在宅の重度の障がい児・者等(詳細はその他)

3 実績(就学期抜粋)

利用者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配食	0人	0人	0人
緊急通報	0人	0人	0人
訪問理美容	1人	1人	1人
寝具乾燥及び洗濯	休止中		

4 事業費(令和7年度)

●人件費(90千円) ※事務事業評価シートから(※按分率 約0.2割)
正職員：0.009人

●役務費(1.7千円)
訪問理美容サービス業務手数料 1,700円
配食サービス業務手数料 0円(実績なし)

事業費 合計：91.7千円

5 その他

①配食サービス

・重度障がいのため調理困難であり、調理ができる家族等がいない方。

②緊急通報システム

・重度身体障がい者でひとり暮らしの人、重度障がい者のみで構成される世帯の人で、緊急時において連絡手段の確保が困難な方。

③訪問理美容サービス

・外出困難で、理美容店を利用することができない重度の障がい児、障がい者(手帳の要件あり)

④寝具乾燥及び選択

・現在休止中

※成果と課題

【成果】サービスの実施をおこない、在宅生活の維持や自立した生活を可能とした。

【課題】制度を周知することにより問合せ等は増加しているが、利用条件非該当により実績に結びつかない現状がある。また今後、手数料及び受益者負担額の見直しが決定したサービスもあり、円滑に実施できるよう準備を進めていく必要がある

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑬-1 移動支援事業（福祉タクシー利用券）（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

①福祉タクシー利用券：障がい者、障がい児の外出の機会が増えるよう移動機会を確保し、社会参加を支援するため。

【手法・手段】福祉タクシー券年を48回分交付（基本料金分2回/月の往復分を考慮）

2 対象

市民税非課税世帯の在宅障がい者、障がい児（詳細はその他参照）

3 実績（就学期抜粋）

利用者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉タクシー利用券	2人	1人	0人

4 事業費（令和7年度）

- 人件費（0千円） ※事務事業評価シートから
- 需用費（0千円）印刷製本費
- 負担金補助及び交付金 福祉タクシー補助金（実績なし）

事業費 合計：0千円

5 その他

①福祉タクシー利用券：在宅の重度の障がい者、障がい児がタクシーを利用する際のタクシー基本料金を助成

対象者：市民税非課税世帯の在宅障がい者、障がい児のうち、以下に該当する場合

- 1) 身体障がい者手帳1級の交付を受けている人
- 2) 視覚、下肢、体幹の障がい身体障がい手帳2級の交付を受けている人
- 3) 療育手帳Aの交付を受けている人
- 4) 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 5) 人工透析による治療を受けている人

※施設や病院に入所または入院している方は対象外。

※成果と課題（障がい者分）

【成果】

タクシー利用券の申請漏れがないように、新規障がい者手帳交付者に対しては、制度の説明を行い申請につなげることができた。

【課題】

タクシー券の増枚や単価の増額については毎年要望が出ている。要望に対し継続して検討を行う必要がある。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑬-2 移動支援事業（自動車運転免許取得助成・自動車改造助成）（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

在宅の障がい者に対して、対象者のニーズに沿って福祉タクシー利用券の交付や、自動車運転免許取得、自動車改造助成を行うことで、障がい者の社会参加を支援する。

【手法・手段】

自動車免許取得助成：免許取得者への支給（限度額10万円）

自動車改造助成：車両改造事業者への支払い（限度額10万円）

2 対象

在宅の障がい者・障がい児（等級による障がい部位要件がある）

3 実績（就学期抜粋）

利用者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自動車免許取得助成	2	3	3
自動車改造助成	3	2	4

4 事業費（令和7年度）

●人件費（198千円） ※事務事業評価シートから（※按分率 約1割）
正職員：0.017人 会計年度任用職員：0.013人

●役 務 費（2千円） 通信運搬費

●負担金補助及び交付金（300千円） 自動車運転免許取得助成金

●扶 助 費（400千円） 自動車改造給付費

事業費 合計：900千円

5 その他

【妥当性】在宅の重度の障がい者は外出することが非常に困難であり、本人や家族の身体的経済的負担が大きいことが想定される。このため重度障がい者の外出支援をすることは妥当である。

【効率性】在宅の重度の障がい者は外出することが非常に困難であり、本人や家族の身体的経済的負担が大きいことが想定される。このため重度障がい者の外出支援をすることは妥当である。

【有効性】在宅の重度障がい者の外出支援として、直接的な支援であり、申請もれがないように新規手帳交付者には丁寧に説明するなど周知に努めている。

※成果と課題（障がい者分）

【成果】

タクシー利用券の申請漏れがないように、新規障がい者手帳交付者に対しては、制度の説明を行い申請につなげることができた。

【課題】

タクシー券の増枚や単価の増額については毎年要望が出ている。要望に対し継続して検討を行う必要がある。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑬-3 移動支援事業（ヘルパーによる外出支援）（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

移動が困難な障がい者の社会参加の機会拡大を支援するため、外出の支援を行う。

【手法・手段】ヘルパーによる外出支援を行う

2 対象

外出時に支援が必要な障がい児・障がい者

3 実績（就学期抜粋）

利用者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者全体数	61	63	67
障がい児	3	2	1

※成果と課題

【成果】窓口に来られた方に対して障がい者ガイドブックを配布するとともに、福祉サービスの説明を行うことで、本事業の利用に繋げることができた。また、利用者は買い物、金融機関での手続き、イベントへの参加等に実際に利用しており、障がい者の社会参加を支援する事業として、貢献することができた。

【課題】サービスが必要な方には、相談支援事業所等から本人への情報提供により、サービスの利用開始につながっているが、今後も引き続き周知する必要がある。

4 事業費（令和7年度）

●人件費（20千円） ※事務事業評価シートから（※按分率 約0.15割）
正職員：0.01人 会計年度任用職員：0.03人

●役 務 費（1千円） 通信運搬費（※按分率 約0.15割）

●扶 助 費（270千円）
移動支援事業給付費 269,760円

事業費 合計：291千円

5 その他

【妥当性】高い
障がい者総合支援法第77条第3項の規定により市町村が行う必須事業となっており、行政が行う必要がある。

【効率性】高い
移動支援事業利用者は、原則1割負担しており、受益者負担は適切である。

【有効性】高い
障がい者の社会参加の機会を拡大することができ、社会参加の機会の拡大につながる。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑭サン・アビリティーズいづか管理運営事業（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

飯塚市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人もともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を実現するため、スポーツ、レクリエーション活動や文化活動を通じて障がい者の社会参加を促進するという役割を担う施設

【手法・手段】指定管理者制度を利用して、施設の良い施設環境を維持する。施設利用者に安全・快適な施設環境を提供する。

2 対象

施設・施設を使用する障がい者・障がい児

3 実績（就学期推定）

参加者等	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ふれあいスクーリング	37名	58名	20名
夏期プール	27名	112名	126名

※成果と課題 ※事業全般分

【成果】施設の維持管理については、指定管理者委託料の予算の範囲内で計画的に実施した。

【課題】新規利用者の増加に伴い、既存の利用者とのやりとりが煩雑にならないよう、コミュニケーションを図り、事業運営を行う。

4 事業費（令和7年度） ※事業全般分

- 人件費（1,274千円） ※事務事業評価シートから
正職員：0.15人
- 需用費（0千円）維持補修費（実績なし）
- 役務費（451千円）ごみ処理手数料・害虫等駆除手数料等
- 委託料（21,431千円）（※按分率 約0.2割）
サン・アビリティーズいづか指定管理委託料 21,431千円

事業費 合計：23,156千円

5 その他

当該施設は障がい者・障がい児のみの使用だけでなく、健常者の利用も可能であり、健常者・障がい者との交流場、また、地域コミュニティの醸成の場としても利用されている。

＜そのた主な交流事業＞

- ・ふれあいSTT卓球大会（盲人卓球）
- ・ふれあいスクーリング（野外活動）
- ・さわやかスポーツ大会
- ・アーチェリー大会など

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑮地域活動支援センター事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供、また、社会との交流促進等のための活動の実施を通じて、障がい児・障がい者が自立した社会生活を営むことができるようにすることを目的とした支援を行う。

2 対象

飯塚市、嘉麻市、桂川町に居住する障がい児・者

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	-	-	-
利用者数	2,593人	2,077人	2,176人

4 事業費（令和7年度）※事業全般分

- 人件費(90千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.009人
- 委託料(12,578千円)
地域活動支援センター事業委託料 12,578千円（按分推定）

事業費 合計：12,668千円

5 その他

（利用対象者）
障がいの程度や内容により、障がい福祉サービスの利用にはなじまない人

【支援内容】

- 1 通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等のための活動
- 2 医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整
- 3 地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発

※成果と課題 ※事業全般分

【成果】利用者にとって必要な支援の提供につながっており、障がい者の自立した地域生活の実現に貢献できている。また、障がい者ガイドブック等による周知による利用促進により、利用者数の増加が見込まれる。

【課題】センター機能の充実強化に取り組む。また、地域活動支援センターや実施する事業の周知に努め、多くの人が利用できるよう送迎サービスなどを強化し、利活用を促進する。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑯重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

重度障がい者が大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護を提供する事業。

2 対象

大学等に修学する重度障がい者の市民

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	0	1	0
利用者数	1	2	2

※成果と課題

【成果】窓口でのパンフレットの配布や相談者への説明等の周知とあわせて、障がい者基幹相談支援センター等と連携し周知を図った。

【課題】今後も本事業の利用希望が増えることが予測できるため、継続し窓口でのパンフレットの配布や相談者への説明等を進めていく。

4 事業費（令和7年度）

●人件費（654千円） ※事務事業評価シートから
正職員：0.07人 会計年度任用職員：0.02人

●扶助費（2,605千円）
重度訪問介護利用者大学修学支援給付費 2,604,828円

事業費 合計：3,259千円

5 その他

【妥当性】高い
重度障がい者の経済的な負担を減らすことによって社会参加を促す事業であり、行政が行う必要がある。

【効率性】高い
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業利用者は、規定に基づき算定したサービス提供費の原則1割負担しており、受益者負担は適切である。

【有効性】高い
重度障がい者の社会参加の機会を拡大することができ、自立した地域生活の維持継続の貢献につながる。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑪-1 障がい者相談支援事業（社会・障がい者福祉課 障がい者福祉係）

1 目的

障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がい当事者による相談員の活動を通して、身近な場所で悩みなどの相談を受け付ける体制を整備する。

【手法・手段】障がい者相談員が地域において障がい者またはその家族の相談に応じ、必要な助言を行うとともに、行政や関係機関とのパイプ役となる。また、その他の取組として、福岡県肢体不自由児協会との連携により「療育講座」を行う。

2 対象

障がい者・障がい児とその家族

3 実績（就学期抜粋）

実利用者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般相談	抜粋不可能	抜粋不可能	抜粋不可能
療育講座			

※成果と課題

【成果】障がい者ガイドブックに連絡先等を掲載し、相談を希望する人が相談しやすい環境を整えた。

4 事業費（令和7年度）※事業全体

●人件費(1,019千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.012人

●報償費(336千円) 託児謝礼金・障がい者相談員謝礼金

●旅費(26千円) 費用弁償

●役務費(36千円) 通信運搬費・手話通訳派遣手数料

事業費 合計：1,417千円

5 その他

障がい福祉サービスの相談員支援専門員等により、相談窓口が多様化したことにより、相対的に障がい者相談員に相談する人が減っている。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑰-2 発達障がい児等・相談支援機能強化事業（社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係）

1 目的

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、関係機関との連携調整が必要とされる困難案件も含め、専門的職員の配置による相談支援事業を実施
【手法・手段】
基幹相談支援センターから、専門相談員を派遣し相談支援等を実施

2 対象

福祉サービスの利用を必要としている障がい者・障がい児

3 実績（就学期抜粋）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	521人	539人	434人

4 事業費（令和7年度）

●人件費（450千円） ※事務事業評価シートから（※按分率 約1割）
正職員：0.045人

●委託料（9,136千円）（※按分率 約1割）
基幹相談支援センター運営事業委託料 9,136千円（按分推定）

事業費 合計：9,586千円

5 その他

【発達障がい児等・相談支援機能強化事業の概要】

実施場所：こども発達療育センターテコテコ内「トントン」

相談体制：専門的相談員 1名（常駐）

主な相談内容：

- ・ 疾病や障がいについて
- ・ 相談窓口について
- ・ 療育について
- ・ 家族や所属先での過ごし方・かかわり方について など

※成果と課題（※基幹相談支援センター総括）

【成果】専門的職員の組織対応により、関係機関と連携し障がい者の地域生活支援を行うことができた。また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの専門部会等において、研修会を実施するなど関係機関等とのネットワークを構築し、地域課題を共有することで、相談支援体制を強化することができた。

【課題】基幹相談支援センターにおいて委託業務が適切に遂行されるように監督するとともに、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標の達成に向け、基幹相談支援センター等の運営について継続して協議を行う必要がある。今年度新たに取組んだ施設連絡協議会や各部会の講演会等を引き続き取り組んでいく必要がある。

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

(参考) 各種障がい手帳所持者数

身体障害者手帳数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
6歳未満	19	0	2	0	0	2	23
18歳未満	35	17	12	6	2	1	73
計	54	17	14	6	2	3	96

※身体内訳

視覚	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
6歳未満	0	0	0	0	0	0	0
18歳未満	0	1	1	0	0	0	2
計	0	1	1	0	0	0	2
聴覚	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
6歳未満	0	0	2	0	0	2	4
18歳未満	1	1	1	1	0	1	5
計	1	1	3	1	0	3	9
音声・言語・そしゃく	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
6歳未満	0	0	0	0			0
18歳未満	0	0	0	0			0
計	0	0	0	0			0
肢体不自由	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
6歳未満	14	0	0	0	0	0	14
18歳未満	23	15	5	1	2	0	46
計	37	15	5	1	2	0	60
内部障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
6歳未満	5	0	0	0			5
18歳未満	11	0	5	4			20
計	16	0	5	4			25
免疫(内部障がいより抽出)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
6歳未満	0	0	0	0			0
18歳未満	0	0	0	0			0
計	0	0	0	0			0

療育手帳数

区分	A				B			総数
	A	A1	A2	A3	B	B1	B2	
18歳未満	0	46	69	0	1	66	249	431
6歳未満	0	9	12	0	0	5	7	33
6～17歳	0	37	57	0	1	61	242	398
計	0	46	69	0	1	66	249	431
	115				316			

精神障害者手帳数

区分	1級	2級	3級	計
18歳未満	0	16	30	46
6歳未満	0	1	0	1
6～17歳	0	15	30	45
計	0	16	30	46

障がい手帳所持者数（6～17歳）計 516名

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

事業費(令和7年度)一覧

1. 経済的支援

(1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化 (主要事業費目)

①障がい児福祉手当給付事務 (障がい児福祉手当)	14,873
②医療的ケア児等在宅レスパイト事業 (医療的ケア児等在宅レスパイト助成金)	303
③補装具・日常生活用具給付事業 (補装具給付費・障がい者日常生活用具給付費)	12,497
④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 (軽度・中等度難聴児補聴器給付費)	1,178
⑤障がい者医療費給付事業 (育成医療給付費)	1,973
⑥住宅改造助成事業 (障がい者住宅改造助成金)	574.5
⑦公共料金等減免申請事務	0
⑧障がい児(者) 助成事業 (心身障がい者扶養共済制度掛金補助金)	0

2. 身体的支援【サービス領域】

(単位：千円)

(1)障がい者の自立と社会参加促進にかかる支援の強化 (主要事業費目)

⑨障がい児通所支援事業 (放課後等デイサービス給付費・障がい児支援利用計画作成手数料・保育所等訪問支援給付費)	1,257,860
⑩障がい者在宅サービス事業 (日中一時支援事業給付費)	3,016
⑪障がい者自立支援給付事業 (介護給付費・サービス利用計画作成手数料)	68,988.8
⑫障がい者在宅サービス事業 (訪問理美容サービス業務手数料)	91.7
⑬ 移動支援事業 (自動車運転免許取得助成金・自動車改造給付費) (移動支援事業給付費)	1,191
⑭サン・アビリティーズいづか管理運営事業 (サン・アビリティーズいづか指定管理委託料)	23,156 (全体)
⑮地域活動支援センター事業 (地域活動支援センター事業委託料)	12,668 (全体)
⑯重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 (重度訪問介護利用者大学修学支援給付費)	3,259
⑰ 障がい者相談支援事業 (軽基幹相談支援センター運営事業委託料)	9,586

就学期の困難を抱える子どもとその家族に対する支援について

⑱学習支援事業（子どもの健全育成支援事業）（生活支援課）

1 目的

生活習慣や学習環境に課題を抱えた子どもに対し、居場所の提供、生活指導、学習支援により、次世代への貧困の連鎖防止を目指す。生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金

【手法・手段】 補助率1/2

毎週土曜日に市内3会場にて、生活指導員、大学生、教師0B、調理員により対象の子どもへ学習支援、生活指導ならびに食育等の支援を行う。

2 対象

飯塚市内の小・中学校に通う小学4年生～6年生及び、中学1年生～3年生

3 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加登録者数 (3か所)	26人	38人	38人
開催回数 (3か所)	80回	120回	120回

※成果と課題

【成果】本事業は、家庭環境における養育上の何らかの課題が、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという問題意識に立ち、開催予定の40回を実施し子どもに居場所を提供することで、事業規模や参加人数の多寡では図りえない成果があった。

【課題】対象者が被保護者世帯をはじめとする生活困窮世帯の子どもであることから、生活支援課ケースワーカーによる家庭訪問時の事業案内や学校を通じたポスター掲示などを行っているが参加者増に至っていない。

4 事業費(令和7年度)

- 人件費(1,019千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.12人
- 委託料 7,828千円
(うち補助対象額：7,062千円 食事代需用費766千円は対象外)
- 国・県支出金 3,531円(補助率1/2)

事業費 合計：8,847千円

5 その他

- 【学び会場場別登録者(令和7年度)】定員各会場：20名
- ・学び場ほなみ：若菜小学校(小学生14名、中学生0名)計14名
 - ・学び場ふたせ：伊岐須会館(小学生9名、中学生5名)計14名
 - ・学び場しょうない：庄内交流センター(小学生10名、中学生0名)計10名
- 【業務委託先】
- ・NPO法人いるか
 - ・長期継続契約3年

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

⑬ひとり親家庭等自立支援事業（生活支援課）

1 目的

生活保護を受給しているひとり親等世帯の内、生活改善等の必要性があると認められる世帯に対し、ケースワーカーと連携を図りながら各種支援や相談を行うもの。生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金 補助率1/2

【手法・手段】母子・父子家庭等自立支援員及びケースワーカー等が連携を図りながら各種支援や相談を行う。

2 対象

生活保護を受給しているひとり親等世帯の内、生活改善等の必要性があると認められる世帯

3 実績

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援世帯数	58世帯	55世帯	61世帯
面談回数	290回	219回	197回
支援により就職した者	2人	5人	5人

※成果と課題

【成果】不登校や引きこもりとなっている児童・生徒に対し、ひとり親家庭等自立相談員、ケースワーカー及び教育委員会等が情報共有を行いながら課題解決に向けた生活改善指導を行ってきた。今後も将来的な自立助長のため、高校等への進学や就労活動を積極的に支援していく。

【課題】被保護者のひとり親等世帯が抱える問題は幅広く、養育に関する様々な課題や健康状態など就労を行うことが難しい世帯が多い。この就労阻害要因を取り除き、子どもの養育や世帯が抱える諸問題の解決に至るまでには多くの時間と他部署とも連携した支援を要するため、今後も関係機関との連絡調整を密に行いながら対応していくことが必要である。

4 事業費(令和7年度)

●人件費(850千円) ※事務事業評価シートから
正職員：0.10人

●委託料 2,904千円

●国・県支出金 1,452円（補助率1/2）

事業費 合計：3,754千円

5 その他

【業務内容】

- (1) 自立阻害要因の分析
- (2) 虐待等の解消に関するあらゆる支援
- (3) 教育環境の改善に関するあらゆる支援
- (4) 生活習慣の改善に関するあらゆる支援
- (5) 健康管理に関するあらゆる支援
- (6) 就職活動を含む経済的自立へ向けたあらゆる支援
- (7) 関係機関の開催するケース検討会議等への出席
- (8) 関係機関との事務処理に関する連絡調整
- (9) その他被保護者世帯に対し、福祉事務所長が必要と認める支援

【業務委託先】

・株式会社マネージメントバンク

就学期の困難を抱えるこどもとその家族に対する支援について

事業費(令和7年度)一覧

1. 経済的支援

2. 身体的支援【サービス領域】

(単位：千円)

(2)安心できるセーフティネットの強化 (主要事業費目)	
①学習支援事業 (子どもの健全育成支援事業) (生活支援事業委託料)	8,847
②ひとり親家庭等自立支援事業 (ひとり親家庭等自立支援業務委託料)	3,754